

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月 27日	
鳥取市長 様	
提出者	
住所 鳥取県鳥取市古海 832-5	
氏名 駒井重機建設 株式会社	
代表取締役 駒井 秀喜	
電話番号 0857-23-7014	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	駒井重機建設 株式会社
事業場の所在地	鳥取県鳥取市古海 832-5
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	解体工事業
2 事業の規模	元請完成工事高 101,567 千円
3 従業員数	7人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙④) のとおり

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
(別紙㊸) のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	2263.485 t
	(これまでに実施した取組)	
(別紙㊸) のとおり		
㊸ 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	5403.000 t
	(今後実施する予定の取組)	
(別紙㊸) のとおり		
産業廃棄物の分別に関する事項		
㊸ 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	(別紙㊸) のとおり	

◎ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) (別紙◎) のとおり
------	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1303.30 t	t
	(これまでに実施した取組) 他のものが混合しないようにする		
◎ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	4500.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 手作業による分類 他のものが混合しないようにする		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
◎ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t

	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	278.709 t	t
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	t	t
	再生利用業者へ の 処理委託量	109.1408 t	t

		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)				
(別紙④) のとおり				

(第5面)

◎ 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	1402 t		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t		t
	再生利用業者への処理委託量	1127 t		t
	認定熱回収業者への処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
(別紙⑥) のとおり				
※ 事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)◎ 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)◎ 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)◎ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※ 欄は記入しないこと。

(別紙⑥)

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

【解体工事】

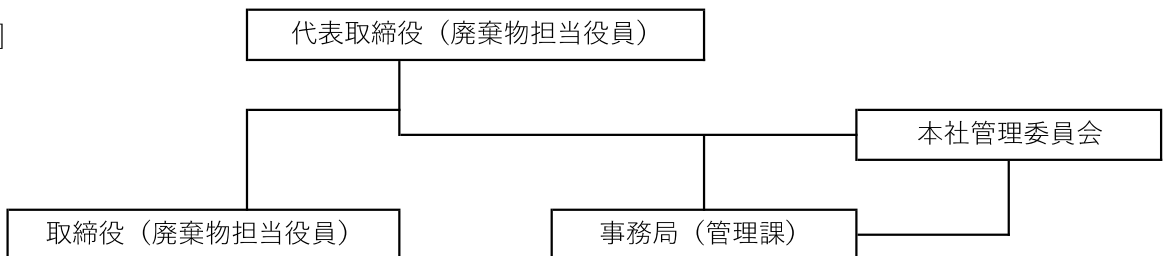
コンクリート片	自社の処理場で破砕して、再生砕石として再資源化
廃アスファルト	再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化
がれき類	中間処理業者へ委託
石膏ボード	中間処理業者へ委託
廃プラスチック類	中間処理業者へ委託
廃タイヤ	中間処理業者へ委託
ガラスくず及び陶磁器くず	中間処理業者へ委託
蛍光灯	中間処理業者へ委託
金属くず	中間処理業者へ委託
建設混合廃棄物	中間処理業者へ委託
木くず①	自社焼却場で焼却し、それ以外の木くずは②へ
木くず②	再生処理業者に委託して、チップとして再資源化
繊維くず	中間処理業者へ委託
燃え殻	最終処分業者へ委託
がれき類(石綿含有)	中間処理業者へ委託
廃油	中間処理業者へ委託

(別紙②)

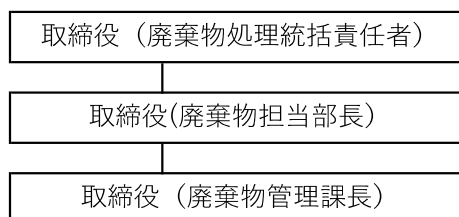
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物処理統括責任		処理場責任者
廃棄物担当		廃棄物担当課（組織人数 5人）
役割	処理用の 管理委員会	廃棄物の発生抑制、再生処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の 管理、運営 委員長：処理場責任者 委 員：取締役と事務局
	廃棄物処理統括 責任者	・ 廃棄物処理方針の策定 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	担当課	・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・ 処理業者、再生利用業者の選定及び管理 ・ 委託契約の締結 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・ 技術管理者等の設置 ・ 官庁への各種報告 ・ 社員、関連企業に対する教育・啓発 ・ 各作業所に対する情報提供、支援及び指導

[本 社]



[処理場]



(別紙③)

産業廃棄物の排出の抑制と分別に関する事項

廃棄物の種類	①現状排出量 t	これまでに実施した 取組	②計画排出量 t	今後実施する予定の取組
コンクリート片	1303.3	手作業による分別	4500	他の物が混合しないようにする
廃アスファルト	85.5	なし	45	他の物が混合しないようにする
がれき類	136.308	なし	50	他の物が混合しないようにする
石膏ボード	32.115	なし	50	他の物が混合しないようにする
廃プラスチック類	1.522	なし	80	他の物が混合しないようにする
ガラスくず及び 陶磁器くず	30.075	なし	70	他の物が混合しないようにする
建設混合廃棄物	73.991	手作業による分別	45	手作業による分別を拡大していく
木くず	568.2	手作業による分別	500	手作業による分別を拡大していく
繊維くず	0.78	手作業による分別	1	手作業による分別を拡大していく
金属くず	5.72	なし	1	他の物が混合しないようにする
燃え殻	0	なし	45	手作業による分別を拡大していく
がれき類 (石綿含有)	25.2	なし	15	石綿を使用しない
紙くず	0	なし	0	手作業による分別を拡大していく
蛍光灯	0.177	なし	1	他の物が混合しないようにする
廃油	0.554	なし	0	他の物が混合しないようにする
廃アルカリ	0.043	なし	0	他の物が混合しないようにする

2263.485

5403

(別紙④)

産業廃棄物の処理委託に関する事項

現状①

廃棄物の種類	排出量 t	全処理 委託料 t	優良認定処 理業者への 処理委託量 t	再生利用業 者への処理 委託量 t	認定熱回収 業者への処 理委託量 t	認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への処 理委託量 t	これまでに実施した取 組
コンクリート片	1303.3	0		0			手作業による分別
廃アスファルト	85.5	0					再生利用できるものは再生 利用業者へ委託
がれき類	136.308	16.132		16.132			なし
石膏ボード	32.115	32.115					なし
廃プラスチック類	1.522	1.522		0.609			なし
ガラスくず及び 陶磁器くず	30.075	30.075					なし
建設混合廃棄物	73.991	73.991					手作業による分別
木くず	568.2	92.4		92.4			再生利用できるものは再生 利用業者へ委託
繊維くず	0.78	0.78					手作業による分別
金属くず	5.72	5.72					手作業による分別
燃え殻	0						なし
がれき類 (石綿含有)	25.2	25.2					なし
紙くず	0	0					なし
蛍光灯	0.177	0.177					なし
廃油	0.554	0.554					なし
廃アルカリ	0.043	0.043					なし

2263.485 278.709 278.709 109.1408

マニフェストによる最終処分の確認の徹底

(別紙⑤)

産業廃棄物の処理委託に関する事項

計画②

廃棄物の種類	全処理委託料 t	優良認定処理業者への処理委託量 t	再生利用業者への処理委託量 t	認定熱回収業者への処理委託量 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t	これまでに実施した取組
コンクリート片	500		500			
廃アスファルト	45		45			再生利用できるものは再生利用業者へ委託
がれき類	50		50			再生利用できるものは再生利用業者へ委託
石膏ボード	50					手作業による分別
廃プラスチック類	80		32			手作業による分別・再利用できる業者へ委託する
ガラスくず及び陶磁器くず	70					再生利用できるものは再生利用業者へ委託
建設混合廃棄物	45					手作業による分別
木くず	500		500			再生利用できるものは再生利用業者へ委託
繊維くず	1					再生利用できるものは再生利用業者へ委託
金属くず	0					手作業による分別
燃え殻	45					手作業による分別
がれき類 (石綿含有)	15					なし
紙くず	0					なし
蛍光灯	1					なし
						なし
						なし
						なし

1402

1127

出来る限り、再生利用業者へ委託する